

安全配慮義務は！？

メンタルヘルス対策 義務化へ

平成24年度、労働安全衛生法改正へ

①就業規則・休職規定診断 ②メンタルヘルス自主点検

③助成金診断 只今、無料キャンペーン 実施中



また、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の観点から、労働時間の改善として「短時間正社員制度」等の導入や徹底した「業務改善」による業務効率の向上など、今がチャンスです。ぜひご検討ください。細かいご質問にも業界に精通する**社会保険労務士**が全部お答えいたします。

【安全配慮義務違反 電通事件】H12.3.24

電通の社員が長時間残業・深夜勤務・休日出勤などの過重労働が続き、うつ病になって自宅で自殺した。

最高裁は「会社側には長時間労働と健康状態の悪化を認識しながら、負担軽減措置(安全配慮義務)を取らなかった過失がある」とし、

最終的には、会社は賠償額1億6800万円を払うことで合意した。

京都人事 ホームページ <http://kyotojinji.com>



代表 小林 幹佳 (Mikiyoshi Kobayashi)

1957年2月福井市生まれ、S50年 京都府立城南高校、S54年 近畿大学商経学部経済学科卒業。卒業後、建材卸の会社へ就職、1年後日本国有鉄道へ入社。駅業務、経理業務のSE、企画・総務業務のビジネスキャリアをつける。「経営企画、業務再設計などのビジネススキルを活用し、組織力の発揮できるコンサルティングを行う社労士」として、高い評価を受けている。

【所属：京都府社会保険労務士会】

安全配慮義務の責任範囲は、事業主だけでなく、係長等も責任を負うことに！！

TEL : 080-3100-8863 Mail : kobayashi@kyotojinji.jp

メンタルヘルス対策・ご相談 F A X お申し込み書

FAX : 0774-46-9624

このままFAXでお申し込みください
24時間受付中！

下記のいずれかにチェックし、必要事項をご記入ください。

①無料相談希望 ②無料診断希望 ③電話相談希望 ④資料送付のみ希望

ふりがな		ふりがな	
会社名		ご担当者	
所在地	〒		
E-Mail			
TEL : ()	-	FAX : ()	-

メンタルヘルス自主点検チェックシート

NO	チェック項目	回答	
1	御社の従業員数は何人ですか？ ※パートタイマー・アルバイトの方も含めてください。	【事業場規模】 1. 50 人未満 2. 50～99 人 3. 100～299 人 4. 300 人以上	【企業全体規模】 1. 50 人未満 2. 50～99 人 3. 100～299 人 4. 300 人以上
2	主たる業種は何ですか？		
3	ここ1年の間に、心の健康問題、メンタルヘルス不調が理由で、欠勤、休職となった従業員様はいますか？	1.事例がある 2.事例はない 3.事例はないが心配している	
4	御社では、現在、心の健康づくりのための措置、つまり、メンタルヘルスクエアが必要と思われるのは、どんな点についてですか？	1.上司との人間関係 3.仕事の内容に適性があるか 5.その他の問題	2.同僚との人間関係 4.仕事時間や休日について
5	心の健康問題を抱える従業員様のトラブルの原因は何だと思われませんか？	1.仕事の質や量の問題 3.職場の人間関係 5.労働者の経済問題	2.仕事への適性の問題 4.労働者の健康の問題 6.その他の問題
6	メンタルヘルス不調を抱えることが多いと思われる従業員様の年齢層は？	1.20 歳代 3.40 歳代 5.60 歳代	2.30 歳代 4.50 歳代
7	安全衛生委員会や社員会議において、メンタルヘルス対策について、対策などを検討したことがありますか？	1.検討したことがある	2.検討したことがない
8	メンタルヘルス不調となった従業員が居る場合の残業時間数は？	1.月45時間未満 3.月80時間程度 5.月120時間以上	2.月60時間程度 4.月100時間程度 6.把握していない
9	御社では、メンタルヘルスクエアを推進するための、経営者が率先して「職場のメンタルヘルス対策」をしようというムードはありますか？	1.ぜひ、取り組みたい 3.あまりしたくない 2.どちらでもいい	
10	御社では、事業場のメンタルヘルスクエアの推進の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」や「事業所内保険スタッフ」を選任していますか。	1.選任している 2.選任していない	
11	御社では、メンタルヘルスクエアを推進するための教育研修を実施していますか。	1.管理監督者、一般社員、全体に、研修をしている 2.管理監督者だけに対し、研修をしている 3.教育研修をしていない	
12	御社では、労働者からの相談体制を整備し、周知していますか？	1.相談体制を整備、周知している 2.相談体制を整備、周知していない	
13	御社では、長時間労働者に対する医師による面接指導を実施していますか？	1.月100時間を超える時間外労働をした従業員様に対し実施 2.月80時間を超える時間外労働をした従業員様に対し実施 3.月80時間を超える時間外労働をし、医師による面接指導の希望を申し出た従業員様に対して実施 4.面接指導を実施していない	

FAXのご返送は **0774-46-9624** まで

貴社名		ご担当者名		
ご住所		E-mail		
TEL		ご要望の箇所に チェックをお願いします。	<input type="checkbox"/> ①無料相談希望	<input type="checkbox"/> ②無料診断希望
FAX			<input type="checkbox"/> ③電話相談希望	<input type="checkbox"/> ④資料送付希望